

内分泌かく乱化学物質問題に関する日英共同研究

2005 年 3 月 8 日
環境安全課

【 1 . 平成 11 年度 ~ 平成 15 年度 】

(参照：平成 16 年度第 1 回内分泌攪乱化学物質問題検討会資料 17)

平成 11 年 3 月に開催された G8 環境大臣会合の際、当時の真鍋環境庁長官と英国ミーチャー環境大臣との会談において、先進的な研究実績を有する両国間で内分泌かく乱化学物質について共同研究を実施することが合意され、同年 12 月に日英共同研究の実施取り決めが締結された。実施取り決めの主な内容は、下記のとおりである。

技術的情報の交換

研究上の知見を共有し、共同研究を発展させること

合同シンポジウム等学術的討議の開催

両当事者による専門家の交換

この実施取り決めに基づいて、内分泌かく乱化学物質問題に関する 5 ヶ年の日英共同研究事業が開始され、下記のテーマ等で研究が実施された。

- 1)メダカ等魚類における分子生物学的アッセイ法の開発(平成 12 年度 ~ 平成 14 年度)
- 2)下水処理方法の比較とヒト由来エストロゲンの評価に関する研究(平成 15 年度)
- 3)トゲウオを用いた内分泌かく乱作用検出方法の開発(平成 14 年度 ~ 平成 15 年度)
- 4)無脊椎動物における内分泌かく乱作用検出方法の開発(平成 12 年度 ~ 平成 14 年度)
- 5)実験動物の繁殖条件標準化の研究(平成 13 年度 ~ 平成 14 年度)

各研究の結果については毎年開催されたワークショップ(平成 11 年神戸、平成 12 年プリマス、平成 13 年つくば、平成 14 年ヨーク、平成 15 年熊本)において発表・協議がなされた。また、毎年 3 名の日本側研究者が渡英し、情報や技術の交換が行われた。

平成 11 年度から平成 15 年度までの 5 年間の事業の成果は、「内分泌攪乱化学物質問題に関する日英共同研究概要報告書」として取りまとめられた。

【 2 . 平成 16 年度 ~ 】

5 年間の区切りを迎え英国側と協議した結果、日英共同研究の実施取り決めの今後 5 年間の延長が決定された。これをうけ、平成 16 年度からは、過去 5 年間の共同研究の総括を踏まえ、今後 5 年間の中長期的研究方針として以下の 4 つの研究テーマが明確に設定された。

- (1) 魚類精巣卵の誘導機構解析
- (2) 排水由来エストロゲン作用の効果評価に関する研究
- (3) イトヨを用いた内分泌かく乱作用が疑われる物質の評価手法の研究
- (4) 両生類の生態影響評価手法の研究

また新たに、研究統括責任者として両国各 1 名ずつの「supervisor」を指名することとされた。supervisor は、研究のテーマ設定を行い、研究が円滑に実施されるよう全体を統括し、研究成果を評価するという役割を担う。両国政府により、日本

側 supervisor には自然科学研究機構井口泰泉教授、英国側 supervisor にはエクセター大学 Charles Tyler 教授が任命された。

平成 17 年 1 月 16 日-18 日、英国グラスゴーにおいて第 6 回日英共同研究ワークショップが開催された。このワークショップには、日本からは研究者 9 名に加えて、環境省環境安全課長を含めた行政官 2 名が参加した。ワークショップ会期中の 1 月 17 日、グラスゴー市議会において、グラスゴー市長臨席のもと、日英共同研究の実施取り決め延長調印式が行われた。

このように今後 5 年間については、実施する研究テーマが明確に設定されたこと、および両国に supervisor が配置されたことで、より具体的な成果があがると期待される。